国会事項

衆議院

質問書提出

一月二十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門調査と有明海再生事業の関係等に関する質問主意書（大串博志提出）

現在の日本で激しいインフレになるのかという疑問に関する質問主意書（福田昭夫提出）

宝くじに関する質問主意書（初鹿明博提出）

参議院

質問主意書提出

一月二十五日議員から次の質問主意書が提出された。

偽造医薬品流通阻止及び薬局等における医薬品販売の品質管理に関する質問主意書（川田龍平提出）（第一六号）

公職の選挙におけるインターネット上の偽ニュースへの対策に関する質問主意書（藤末健三提出）（第一七号）

質問主意書転送

一月二十五日次の質問主意書を内閣に転送した。

日朝ストックホルム合意についての報道に関する質問主意書（有田芳生提出）（第一号）

日朝国交正常化交渉に関する質問主意書（有田芳生提出）（第二号）

拉致問題に取り組む警察庁「特別指導班」に関する質問主意書（有田芳生提出）（第三号）

政府認定拉致被害者の家族への情報提供に関する質問主意書（有田芳生提出）（第四号）

北朝鮮に暮らす残留日本人に関する質問主意書（有田芳生提出）（第五号）

高敬美・剛姉弟拉致事案に関する質問主意書（有田芳生提出）（第六号）

政府の「拉致問題が最優先課題」とする姿勢に関する質問主意書（有田芳生提出）（第七号）

いわゆるストックホルム合意における各記述に関する質問主意書（有田芳生提出）（第八号）

「我が国による主な対北朝鮮措置」に関する質問主意書（有田芳生提出）（第九号）

拉致被害者等とマイナンバー制度に関する質問主意書（有田芳生提出）（第一〇号）

日・EU経済連携協定およびRCEPの交渉内容等に関する質問主意書（舟山康江提出）（第一一号）

新元号の公募に関する質問主意書（清水貴之提出）（第一二号）

人事異動

内閣府

秋池玲子　朝田照男　伊藤元重

岩原紳作　翁百合　沖野眞已

川口恭弘　川島千裕　神田秀樹

佐々木百合　志賀俊之　田島優子

永沢裕美子　原喜美枝　福田慎一

山本和彦　家森信善

金融審議会委員に任命する（各通）（一月二十五日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、一月二十六日オーストラリア国の国祭日につき、同月二十五日同国総督閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、一月二十六日インド国の共和国記念日につき、同月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労働

中央最低賃金審議会委員の使用者を代表する委員の補欠の委員の候補者の推薦について

中央最低賃金審議会の使用者を代表する委員横山敬一郎及び吉岡鞠子から平成29年３月31日付けで辞任する旨の申出があったため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第23条第１項の規定に基づき中央最低賃金審議会委員の使用者を代表する委員の補欠の委員を任命するに当たり、最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第３条第１項の規定に基づき候補者の推薦を求めることとしたので、関係使用者団体は、次の「中央最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、使用者を代表する委員の補欠の委員の候補者を推薦されたい。

平成29年１月27日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

中央最低賃金審議会委員候補者推薦要領

１　推薦資格　使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働問題若しくは中小企業の経営問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体であること。

２　候補者資格　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条各号のいずれにも該当しない者であること。

３　推薦手続　推薦資格を有する使用者団体は別紙による推薦書により、推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に次の書類を添付して提出すること。

①　候補者の履歴書　２部

②　中央最低賃金審議会の委員に就任することについての候補者の内諾書　１部

４　推薦締切日　平成29年２月17日

５　推薦書及び添付書類の提出場所　厚生労働省労働基準局賃金課（東京都千代田区霞が関１丁目２番２号）

別紙

平成　　年　　月　　日

住　　所（主たる事務所の所在地）

使用者団体名（代　表　者　氏　名）　㊞

厚生労働大臣　塩崎　恭久　殿

中央最低賃金審議会委員の使用者を代表する委員の補欠の委員の候補者として次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属会社・事業場名及び地位	略歴	備　考

（記入上の注意）　所属会社・事業場名及び地位欄には、候補者の所属会社、事業場が複数ある場合には、その所属会社、事業場名及び地位を全部列挙して記入すること。

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

近畿運輸局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第１号）、近畿海上旅客運送業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第２号）及び近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年近畿運輸局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成29年１月27日

近畿運輸局長　若林　陽介

１．近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「245,150円」を「246,650円」に、「228,700円」を「230,200円」に、「186,550円」を「187,900円」に、「177,250円」を「178,600円」に改める。

２．近畿海上旅客運送業最低賃金第４項中「241,300円」を「242,550円」に、「179,850円」を「180,850円」に改める。

３．近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「193,200円」を「194,200円」に改める。

附　則

この公示は、平成29年２月26日から効力を生ずる。

公告

諸事項

工場財団

新潟市中央区新光町10番地２**合同会社新潟島見ソーラーパーク**の工場財団に新潟市北区島見町字浜原２番114新潟島見ソーラーパーク（新潟海辺の森ソーラーパーク）の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年１月27日　　新潟地方法務局